

亀山市告示第13号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同要綱第6条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月7日

亀山市長 櫻井義之

1 放置自転車等の型式、車体番号等

放置自転車等の型式	車体番号	放置されていた場所	塗色	防犯登録番号
自転車（不明）	V220200860	亀山市川合町地内 国道1号線ボックスカルバート	銀	無

2 保管場所 亀山市野村町37番地3

3 保管期間 令和6年11月14日から令和7年5月31日まで

4 保管期間を経過した場合には、処分を行う。

5 保管期間中の引取りの申出先 亀山市建設部建設管理課